

○ 情報セキュリティ推進員等設置要領の制定について

平成 31 年 1 月 18 日付け情甲達第 1 号
石川県警察本部長から部課署長宛

情報セキュリティ推進員等設置要領

1 目的

石川県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成 17 年石川県警察本部訓令第 15 号。以下「訓令」という。）第 1 条に規定する石川県警察における情報セキュリティの維持のため、所属単位でのきめ細やかな情報セキュリティ対策を拡充し、もって石川県警察全体の情報セキュリティ対策の強化を図ることを目的として、情報セキュリティ推進員等を設置するもの

2 用語の定義

この要領において、用語の定義は、訓令及び「石川県警察情報セキュリティに係る管理体制」（平成 30 年 1 月 4 日付け情甲達第 3 号ほか別添。以下「管理体制通達」という。）の定めるところによる。

3 体制等

- (1) 所属に情報セキュリティ推進員（以下「推進員」という。）及び情報セキュリティ指導員（以下「指導員」という。）を置く。
- (2) 推進員の任務は次のとおりとする。
 - ア 所属職員に対する管理対象情報の取扱いに関する助言・教養
 - イ 所属における情報セキュリティ及び情報管理に係る簿冊の点検・保管・管理に関する助言・教養
 - ウ 所属に設置された警察情報システムにおいて発生した障害に関する一次的な連絡・調整・対応
 - エ 所属に設置された警察情報システムへのアクセス権限の付与に関する助言・教養
- (3) 指導員は、前記(2)の外、所属における推進員を指導・統括し、必要な事項について、情報セキュリティアドバイザーとの連絡・調整を行うものとする。

4 指名等

- (1) 所属長は、警部相当職以上の者から 1 名を指導員として指名する。ただし、警察署においては警務課長を指定するものとする。
- (2) 所属長は、警部相当職以上の者ごとに、警部補相当職以下の者から 1 名を推進員として指名する。

なお、所属長が認める場合は、複数の警部相当職以上の者ごとに 1 名を推進員として指名しても差し支えない。
- (3) 前記(1)及び(2)の指名をし、又は解除したときは、情報セキュリティアドバイザーを経由して情報セキュリティ管理者に別記様式により報告するものとする。

なお、指名又は解除の有無にかかわらず、直近の指名等の状況を 4 月末までに報告すること。

5 支援

情報セキュリティアドバイザーは、推進員及び指導員の任務遂行のため、必要な指導・教養及び情報提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。